

府中市制施行70周年記念冠事業の募集等に関する要綱

平成26年2月13日

要綱第8号

(趣旨)

第1条 この要綱は、「府中市制施行70周年記念」の冠を使用して実施する事業（以下「冠事業」という。）を庁外から募集し、当該冠事業を支援することについて必要な事項を定めるものとする。

(冠事業)

第2条 冠事業は、府中市制施行70周年を広く市民に周知することができる事業で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 令和6年4月1日から令和7年3月31日までの期間に実施されること。
- (2) 市内で実施し、市民を参加の対象としていること。

(申込み等)

第3条 冠事業を実施しようとする者は、申込書に必要な書類を添えて市長に申し込まなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申込みについて適当と認めるときは、当該申込みに係る事業を冠事業として承認する。
- 3 市長は、前項の規定による承認をしたときは、当該承認をした事業を実施する者（以下「冠事業者」という。）に対し、通知書により通知するものとする。
- 4 市長は、第2項の規定による承認に際し、冠事業の実施について次に掲げる条件を付するものとする。
 - (1) 法令又は公序良俗に反しないこと。
 - (2) 政治的又は宗教的な活動をしないこと。
 - (3) 府中市の品位を害さないこと。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。
- 5 市長は、第1項の規定による申込みについて適当でないとき認めるときは、当該申込みに係る事業を冠事業とすることを承認しないとともに、当該申込みをした者に対し、通知書により通知するものとする。

(冠事業に対する支援)

第4条 市長は、冠事業者に対し、次に掲げる支援を行うものとする。

- (1) 府中市制施行70周年記念の周知物品の貸与
- (2) 府中市制施行70周年を記念する商品の販売の許諾
- (3) 市のホームページ等による当該冠事業の周知
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める支援

2 前項に規定する支援のほか、市長は、冠事業者について、府中市制施行70周年記念シンボルマークの利用の許諾に関する要綱（平成25年8月府中市要綱第97号）第4条第1項の規定による府中市制施行70周年記念シンボルマークの利用の許諾を得た者とみなし、冠事業の範囲内で当該利用を認めるものとする。

（変更等の届出）

第5条 冠事業者は、冠事業の内容を変更するとき、又は冠事業を中止するときは、届出書に必要な書類を添えて市長に届け出なければならない。

（承認の取消し）

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、冠事業の承認を取り消すことができる。

- (1) 第2条各号のいずれかに該当しなくなったとき。
- (2) 第3条第4項の規定により付された条件に反したとき。
- (3) 虚偽の申込みその他不正な手段により承認を得たことが判明したとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要があると認めるとき。

2 冠事業者は、前項の規定により冠事業の承認が取り消されたときは、頒布した当該事業の案内の回収その他必要な措置を講じなければならない。

3 市長は、第1項の規定による取消しによって生じる冠事業者又は第三者の損失を補償しない。

（損害賠償の義務）

第7条 冠事業者は、冠事業が前条第1項各号のいずれかに該当する場合において府中市に損害を与えたときは、その損害額を賠償しなければならない。

（実施報告）

第8条 冠事業者は、冠事業が完了したときは、30日以内に報告書に必要な書

類を添えて市長に報告しなければならない。

(様式)

第9条 この要綱の施行について必要な様式は、別に定める。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、平成26年2月13日から施行する。

付 則 (令和6年2月26日要綱第6号)

この要綱は、令和6年2月26日から施行する。